

政令第三百七十五号

統計法施行令の一部を改正する政令

内閣は、統計法（平成十九年法律第五十三号）第十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項第三欄第五号を削り、同欄第六号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同欄第五号とし、同欄中第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同項（その他の事務に係る部分に限る。）第三欄中第九号を第八号とし、第十号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、同項第四欄第八号中「この項第三欄第六号」を「この項第三欄第五号」に改め、同表備考第一号中「同項第三欄第九号」を「同項第三欄第八号」に、「同欄第十三号及び第十四号」を「同欄第十二号及び第十三号」に改め、同表備考第二号中「以外の場合」を削り、「ついては」の下に「、都道府県知事は、同項第三欄第一号、第二号、第五号及び第十号に掲げる事務は行わないものとし」を加え、「同項第四欄第五号」を「同項第四欄第一号から第五号まで、第十二号及び第十三号」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

経済構造統計の調査方法の変更に伴い、地方公共団体の長が行う事務に関する規定を改める必要があるからである。